

大学院学則第12条第9号〔入学資格の弾力化〕に係る審査基準及びその他学術院が必要と認める書類について

事項 学術院 専攻	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
人文社会ビジネス科学学術院 法曹専攻	出願者調書及び出願書類を総合的に検討し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	

専門職学位課程 [個別審査]

大学院学則第12条第12号

学校教育法施行規則第155条第1項第7号の規定により大学院に入学した者をその後に入学者させる本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者の大学院入学試験に係る出願・入学の条件及びその他学術院が必要と認める書類について

事項 学術院 専攻	審 査 基 準	そ の 他 学 術 院 が 必 要 と 認 め る 書 類	備 考
人文社会ビジネス科学学術院 法曹専攻	出願者調書及び出願書類を総合的に検討し、大学を卒業した者と同等以上の学力に達しているか判定する。	なし	

専門職学位課程 [他大学院飛び級入学]